

# 加盟に関する規程

制定	平成 24 年 12 月 9 日
施行	平成 24 年 12 月 9 日
改定	令和元年 5 月 23 日
施行	令和 2 年 4 月 1 日
改定	令和 3 年 11 月 27 日
施行	令和 4 年 4 月 1 日
施行	令和 5 年 4 月 1 日

## (総則)

第1条 本連盟並びに地区・都道府県連盟に加盟するのは次の通りとする。

### (加盟校)

第2条 学校は地区・都道府県連盟に加盟したものに限る。地区・都道府県連盟は、6月30日までに、その一覧を本連盟に申請する。

2 加盟した学校は、地区・都道府県連盟にゴルフ部全員を登録しなければならない。

3 全日制高等学校を除く、高等学校の取り扱いは下記の通りに定める。

#### (1) 分校の取り扱い

遠隔地又は交通不便等理由で本校と同一行動できない分校は、本連盟の承認を得ればそれぞれ単独で加盟することができる。承認された分校は、当該地区・都道府県連盟に単独加盟することを要する。

#### (2) 全日制に併設する定時制・通信制の取り扱い

イ 全日制と定時制が同一学校であれば、同一校として加盟することができる。又、全日制と定時制、それぞれ単独に加盟することもできる。なお一旦、同一校として加盟した学校は、年度途中に加盟の変更はできない。

ロ 全日制と通信制、若しくは定時制と通信制が同一学校内にある場合、同一校として加盟することもできる。なお一旦、同一校として加盟した学校は年度途中に加盟の変更はできない。

#### (3) 通信制高等学校の取り扱い

通信制高等学校ゴルフ部の加盟については、当該地区・都道府県連盟を通じて本連盟の承認を得なければならない。加盟申請があった時点で本連盟において慎重に検討する。

#### (4) 単位制高等学校の取り扱い

現在、活動の実体が十分把握できないので、加盟申請があった時点で本連盟において慎重に検討する。

#### (5) 外国人学校の取り扱い

学校教育法第83条で認められた各種学校のうち、日本国内に居住する外国人を専ら対象とする学校について、地区・都道府県連盟で当該校の教育課程並びに部活動状況を調査し、本連盟が審査、承認したものは地区・都道府県連盟に加盟することができる。

### (個人加盟)

第3条 通学する学校が地区・都道府県連盟に加盟していない場合は、居住地区の都道府県連盟に個人加盟の申請ができる。

2 加盟校に通学する生徒は、ゴルフ部に入部せず個人加盟をすることができない。

3 広域通信制高等学校・単位制高等学校・外国人高等学校に関する生徒は、地区・都道

府県連盟に加盟申請し、本連盟が審査、承認したものは個人加盟することができる。

4 各地区・都道府県連盟は、上記1・3項に該当する生徒を6月30日までに、本連盟に申請する。

(登録費)

第4条 本連盟定款第6・7条に基づき、各地区・都道府県連盟は下記の登録費を定められた期日までに支払わなければならない。

(1) 加盟校登録費・・・・・・￥6,000×加盟校数

(2) 個人登録費・・・・・・￥700×登録人数

(登録抹消・退会)

第5条 本連盟を退会する加盟校・個人加盟者が出了場合は、その都度遅滞することなく所属する地区・都道府県連盟に届け出るものとする。又、その加盟校・加盟者名を遅滞することなく、本連盟に届けなければならない。

2 PGA及びJLPGAの資格規定によりプロ転向を希望する者は、通学する学校のゴルフ部に速やかに退部届を提出し、所属する地区・都道府県連盟に退会届を提出しなければならない。

(再加盟)

第6条 本連盟を一旦退会した者、若しくは登録が抹消された者が、再度加盟を希望する場合は、地区・都道府県連盟に加盟申請し、本連盟が審査、承認した者は個人加盟することができる。

(事業参加資格)

第7条 加盟登録された学校及び個人は、本連盟定款第4条の事業に参加できる。

2 所定の加盟手続きをせずに本連盟の事業に参加した学校及び個人には、罰則を与える。

(追加登録)

第8条 6月30日以降、本連盟への加盟登録を希望する場合は、各地区・都道府県連盟の定めた期間に手続きの申し出をすることができる。

(登録申請書)

第9条 加盟登録に関する各地区・都道府県連盟からの申請書は、下記いずれかの方法をとること。

a) 各地区・都道府県連盟へ申請した書類のコピー

b) 本連盟指定様式の加盟登録書類

第10条 本規程は理事会にて改定する。